第22号様式　記載要領

1　この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除きます。以下同じ。）をした法人が残余財産分配等予納申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第321条の8第5項の規定による申告）若しくは清算確定申告（同項による申告）をする場合又はこれらに係る修正申告（同条第27項若しくは同条第28項の規定による申告）をする場合に使用します。

2　この申告書は、大阪市長に1通（提出用）を提出してください。

3　「※処理事項」欄は、記載する必要はありません。

4　金額の単位区分（けた）のある欄は、単位区分に従って正確に金額を記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください（「この申告により納付すべき法人税割額⑦」の欄又は「この申告により納付すべき均等割額⑪」の欄に記載すべき金額が赤字額となる場合で、その金額に10円単位の端数があるときは、これらの欄の「00」を「0」としたうえで記載してください。）。

5　「法人名」欄は、法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。

6　「所在地」欄は、本店の所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が、本市内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等も併記してください。

7　「従前の事業種目」欄は、解放法人の事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。

8　「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」の各欄には、残余財産の確定した日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額）をそれぞれ記載してください。

法人税の残余財産分配等予納申告に係る申告の場合は、記載する必要はありません。

9　「市民税の　　申告書」の空欄は、次のように記載してください。

(1)　法人税の残余財産分配等予納申告書に係る申告の場合は、「残余財産分配等予納」

(2)　法人税の清算確定申告書に係る申告の場合は、「清算確定」

(3)　(1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正残余財産分配等予納」又は「修正清算確定」

10　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」欄は、法人税の申告書（別表20(2)）の7の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）を記載してください。

11　「清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除額②」欄は、法人税の申告書（別表20(2)）の29の欄の金額のうちみなし配当の25％に相当する金額を除いた金額を記載してください。

12　「課税標準となる法人税額及びその法人税割額③」欄は、次のように記載してください。

(1)　「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

(2)　「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人が記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。

13　「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額④」欄は、次のように記載してください。なお、「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の本市分の金額と一致します。

(1)　2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。

(2)　「課税標準」の欄は、次のように記載してください。

ア　③の欄の金額を⑬の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち⑬の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に⑭の欄の数値を乗じて得た額を記載してください。（当該数値は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の本市分の金額と同額になります。）

イ　この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

(3)　「税額」の欄の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

14　「既に納付の確定した法人税割額」欄中、「清算中の各事業年度分」の欄には、当該税額が法人税の清算事業年度予納申告に基づく申告によるものである場合には当該税額の計算の基礎となった事業年度をそれぞれ記載し、「一部の分配又は引渡し分」の欄は、当該税額が法人税の残余財産分配等予納申告に基づく申告によるものである場合には当該分配又は引渡しの年月日をそれぞれ記載してください。なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、その修正申告又は更正若しくは決定の基本となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載してください。

15　「均等割額」（⑧から⑪の欄まで）欄は、次のように記載してください。

(1)　これらの欄は、法人税の清算確定申告書による申告及びその申告に係る修正申告の場合にのみ記載してください。

(2)　⑧の欄の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。

(3)　⑨の欄は、次により記載してください。

ア　この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。

イ　「⑨の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」欄の金額を記載してください。

16　「この申告により納付すべき市民税額⑫」欄は、次のように記載してください。

⑦の欄又は⑪の欄に△印を付した場合におけるこの欄の計算については、⑦の欄又は⑪の欄を零として計算してください。

17　「大阪市内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」の各欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人で本市内に従たる事務所等が所在する場合に記載し、本市内に主たる事務所等が所在する場合は、記載する必要はありません。

この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあっては、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。

(1)　その算定期間の中途で新設された事務所等

$$\text{その算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日からその算定期間の末日までの月数}}{\text{その算定期間の月数}}$$

(2)　その算定期間の中途で廃止された事務所等

$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{その算定期間の月数}}$$

(3)　その算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等

$$\frac{\text{その算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{その算定期間の月数}}$$

なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げてください。

18　「大阪市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」欄は、残余財産の確定した日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載してください。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その残余財産の確定した日現在における従業者の数を記載してください。（この従業者数と分割基準となる従業者数とは異なる場合があります。）

19　「還付請求税額」欄は、法人税の予納申告に係る市民税の法人税割額の還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑦の欄又は⑪の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。

20　「地方税法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合に記載する金額は、⑦の欄に記載した金額と同額になります。

21　「⑨の計算」欄は、次により記載してください。なお、9以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。

(1)　事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載してください。

(2)　「※区コード」の欄は、記載する必要はありません。

(3)　「従業者数」の欄は、残余財産の確定した日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載してください。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その残余財産の確定した日現在における従業者数を記載してください。

◎　郵送等により申告書を提出していただく場合は、提出用を一部送付してください。控の必要な方は、控用及び切手を貼った返信用封筒を同封してください。